

◎新潟県告示第1232号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年9月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小面谷地区	五泉市小面谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田川内1地区	五泉市小面谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田川内2地区	五泉市小面谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小面谷(2)地区	五泉市小面谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ドクイ沢地区	五泉市小面谷	次の図のとおり	土石流
小木谷沢地区	五泉市笹目、小面谷	次の図のとおり	土石流
中川原沢地区	五泉市小面谷	次の図のとおり	土石流
笹目地区	五泉市笹目、小面谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高石甲地区	五泉市笹目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹目(2)地区	五泉市笹目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二の沢地区	五泉市笹目、小面谷	次の図のとおり	土石流
小高石川地区	五泉市笹目、小面谷	次の図のとおり	土石流
大沢地区	五泉市笹目	次の図のとおり	土石流
小木谷沢川地区	五泉市笹目、小面谷	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高尾地区	上越市牧区高尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小蒲生田地区	上越市蒲川原区小蒲生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。）

縦覧に供する。)